

（表面）

再生可能エネルギー発電事業実施協議申出書

令和6年4月1日

（あて先）掛川市長

住所 掛川市掛川1番地の1

①→申出者 氏名 株式会社掛川再エネ開発

代表取締役 掛川 花子

電話番号 0537-22-XXXX

掛川市環境と調和のとれた再生可能エネルギー発電事業の促進に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおり再生可能エネルギー発電事業の実施について協議します。

|                   |   |
|-------------------|---|
| 設備の名称             | 掛川再エネ開発1号発電所  |
| 事業区域              | 掛川市三俣100番地、101番地←②  |
| 事業区域の面積           | 1,234㎡←③  |
| 事業区域に係る権原         | <input type="checkbox"/> 所有権 <input checked="" type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/> その他（ ）←④                |
| 再生可能エネルギー源の種別     | 太陽光←⑤   |
| 定格出力              | 123.45kW←⑥  |
| 設置形態<br>（太陽光発電設備） | <input type="checkbox"/> 野立て <input type="checkbox"/> 水上<br><input checked="" type="checkbox"/> 営農型…栽培作物（ブルーベリー）      |
| バイオマス発電設備の原料      | 林地残材（掛川市・森町・浜松市）<br>メタンガス（食品残渣（東京都・神奈川県）由来）<br>PKS（マレーシア）←⑦   |
| 再エネ特措法に基づく事業計画認定  | <input checked="" type="checkbox"/> 有…設備ID（AXXXXXXC22） <input type="checkbox"/> 申請中・申請予定 <input type="checkbox"/> 無←⑧ |
| 設備設置工事開始予定日       | 令和6年8月1日←⑨  |
| 発電開始予定日           | 令和7年1月1日  |

(裏面)

|             |   |
|-------------|---|
| 設備の維持管理計画   | 毎月1回以上、発電事業者による太陽光パネルの目視点検を行う。<br>毎年1回以上、メンテナンス事業者（静岡ソーラーメンテナンス株式会社）により、発電設備一式の定期点検を行う。←⑩   |
| 事業区域の維持管理計画 | <p><b>【草刈りについて】</b><br/>発電事業者の目視点検の際に、事業区域の草刈りも実施する。</p> <p><b>【雨水排水処理について】</b><br/>事業区域内にて自然浸透させる計画であるが、本事業に起因する溢水等の被害が確認された場合には、関係機関に相談の上適切な対応をとる。</p> <p><b>【柵塀設置について】</b><br/>本事業は営農型太陽光発電事業であり、柵塀を設置することで農業機械が入れない等、営農に著しい支障が生じるため、柵塀については設置しない。<br/>なお、第三者が安易に発電設備に触れることのないよう、発電設備の高さを十分に確保した上で注意喚起標識を設置する。←⑪</p> |
| 設備の撤去計画     | 賃貸借契約において、発電事業終了後1年以内に事業区域を原状回復した上で土地所有者に返還することとしている。これに従い、発電事業終了後は速やかに設備撤去工事に着手し、廃棄までを発電事業者の責任において適切に実施する。<br>撤去費用は約150万円と想定しており、再エネ特措法に基づく外部積立制度を活用して用意するが、仮に不足した場合には発電事業者の自己資金を投入し、撤去工事が滞らないように対応する。←⑫   |

本申出書には、以下の書類を添付すること。

- ・事業内容周知状況報告書（様式第4号） ※当該書類の添付書類も含む
- ・事業区域の位置図←⑬
- ・事業区域の構造図←⑭
- ・事業区域の縦横断図←⑮
- ・事業区域の現況写真←⑯
- ・関係法令（条例を含む）の手續状況が分かる書類←⑰
- ・連絡票

※内容に応じて、さらに資料の追加を求める場合があります。

## 留意事項

- ①協議の申出は、発電事業者が行うこと。  
発電事業者が法人である場合は、主たる事務所の所在地及び代表者の職氏名を記載すること。
- ②事業区域となる地番を全て記載すること。本欄に収まらない場合は別紙に記載した上で、本欄には代表地番及び「ほか●筆」と記載すること。
- ③原則として、事業区域となる土地の面積の総和を記載すること。ただし、柵塀で囲われている等の理由により事業区域が明確である場合には、当該区域の面積を記載することも可。
- ④事業区域の土地に係る権原について、該当するものをチェックすること。  
契約未了等の理由により権原を未取得の場合には、取得する予定の権原を記載すること。  
「その他」にチェックをした場合には、具体的な権原を記載すること。
- ⑤発電設備の原動力（太陽光・風力・バイオマス・水力・地熱のいずれか）を記載すること。
- ⑥再生可能エネルギー発電設備の定格出力を、小数第2位まで記載すること。  
複数の再生可能エネルギー発電設備を設置する場合には、定格出力の総和を記載すること。  
PCSの出力や、一般送配電事業者との接続契約容量を記載しないよう注意すること。
- ⑦バイオマス発電に利用する全ての原料とその発生地を記載すること。発生地については、静岡県内の場合は市町名を、静岡県外の場合は都道府県名を、国外の場合は国名を記載すること。  
メタンガスの場合には、メタンガスの由来となる原料も付記した上で、その発生源を記載すること。
- ⑧再エネ特措法に基づく FIT/FIP 制度の事業計画認定 ID について記載すること。
- ⑨本申出書の提出日から 60 日以内の日付を記載することはできないので、注意すること。
- ⑩再生可能エネルギー発電設備の維持管理（メンテナンス）計画について記載すること。  
なお、別紙として添付することも可。その場合、本欄には「別紙のとおり」と記載すること。
- ⑪事業区域の維持管理計画について記載すること。特に、草刈り・雨水排水処理・柵塀設置に関する事項については、必ず記載すること。  
なお、構造図等に記載する場合には、その旨を記載すること。
- ⑫発電設備の撤去について、協議時点での計画を可能な限り詳細に記載すること。
- ⑬目印となる建物を含める等、事業区域が特定できるものを添付すること。  
また、事業区域周辺の道路状況等が分かる縮尺のものを添付すること。
- ⑭再生可能エネルギー発電設備を始め、事業区域における工作物の位置関係が分かる図面を添付すること。
- ⑮再生可能エネルギー発電設備の高さ及び角度等が分かる図面を添付すること。
- ⑯位置図・構造図等において撮影位置を記載すること。
- ⑰関係法令ごとに、許認可取得済みの場合には、許認可通知を添付すること。  
許認可未取得の場合には、現在の手続き状況及び許認可取得見込について記載した書面（様式任意）を提出すること。  
また、関係法令に基づく届出についても、同様に対応すること。